



令和2年4月7日

報道関係者各位

## 香川県社会保険労務士会は

「新型コロナウイルス関係労働相談窓口」をひき続き開設します。

開設延長日時：令和2年4月13日（月）～4月30日（木）13：00～16：00

（対面相談のみ：相談時間1時間【要予約】 土・日・祝日を除く）

経営者の方々並びに従業員のみなさまからの相談を無料でお受けします。

香川県社会保険労務士会（以下「社労士会」という。）（会長：植田博司）は、新型コロナウイルスの感染拡大により経営者の方々や従業員のみなさまが職場において、様々対応を求められていることを受け、開設していた「新型コロナウイルス関係労働相談窓口」をひき続き4月30日まで開設することとしました。

「新型コロナウイルス関係労働相談窓口」では、経営者の方々や従業員のみなさまからの労働相談を対面により対応いたします【要予約】。

◎開設場所：香川県社会保険労務士会事務局内（高松市亀岡町1-60エスアールビル4F）

◎開設延長期間：令和2年4月13日（月）～4月30日（木）

◎開設時間：13：00～16：00

なお、高松市役所1F市民相談コーナーにおいて4月14日（火）、21日（火）、28日（火）9：00～12：00で総合労働相談所を開設（予約不要）しておりますので、こちらも是非ご利用ください。

また、医療機関経営者の方々については、「香川県医療労務管理相談コーナー」での相談対応もおこないますので、是非ご利用ください。

「新型コロナウイルス関係労働相談窓口」の相談予約

（予約受付時間 9：00～16：30 土・日・祝日を除く）

0570-064-794

医療機関経営者の方々：「香川県医療労務管理相談コーナー」

087-861-6899

<本件に関するお問い合わせ先>

香川県社会保険労務士会（担当：笠井）

〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル4F

電話：087-862-1040 FAX：087-862-6733